

# 林務関係森林整備工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p>	
<p><b>第103条 設計図書の照査等</b></p> <p>1 略</p> <p>2 請負者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により契約書第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を添付した「条件変更確認請求通知書」を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> <p>なお、該当する事実がない場合はその結果を監督員に連絡するものとする。</p> <p>3～4 略</p>	<p><b>第103条 設計図書の照査等</b></p> <p>1 略</p> <p>2 請負者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により契約書第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を添付した「条件変更確認請求通知書」を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> <p>3～4 略</p>	
<p><b>第106条 施工計画書</b></p> <p>1 略</p> <p>2 請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、<b>請負者は当初請負代金額が2,000万円未満の工事においては設計図書に示す場合を除き、記載内容の一部を省略するものとする。省略する項目は(5)、(8)、(9)とする。</b></p> <p>(1) 実施工程表</p> <p>(2) 安全管理</p> <p>(3) 指定機械及び主要機械</p> <p>(4) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）</p> <p>(5) 施工管理計画</p> <p>(6) 緊急時の体制及び対応</p> <p>(7) 交通管理</p> <p>(8) 環境対策</p> <p>(9) 現場作業環境の整備</p> <p>(10) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</p> <p>(11) その他</p> <p>3～5 略</p>	<p><b>第106条 施工計画書</b></p> <p>1 略</p> <p>2 請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。</p> <p><del>-(1) 工事概要</del></p> <p>(2) 実施工程表</p> <p><del>-(3) 現場組織表</del></p> <p><del>-(現場作業員名簿(必要とする業務の安全衛生教育等の修子書等の写し及び必要とする退職金共済制度貼付用手帳等の写しを含む)-</del></p> <p>(4) 安全管理</p> <p>(5) 指定機械及び主要機械</p> <p><del>-(6) 主要資材</del></p> <p>(7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）</p> <p>(8) 施工管理計画</p> <p>(9) 緊急時の体制及び対応</p> <p>(10) 交通管理</p> <p>(11) 環境対策</p> <p>(12) 現場作業環境の整備</p> <p>(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</p> <p>(14) その他</p> <p>3～5 略</p>	
<p><b>第111条 施工体制台帳</b></p> <p>1 請負者は、工事を施工するために締結した下請負契約がある場合、<b>国土交通省令に準じた</b>施工体制台帳（林務関係工事標準仕様書参考資料（以下「参考資料」）という。）を作成し、工事現場に備えるとともに</p>	<p><b>第111条 施工体制台帳</b></p> <p>1 請負者は、工事を施工するために締結した下請負契約がある場合、施工体制台帳（林務関係工事標準仕様書参考資料（以下「参考資料」）という。）を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に</p>	

# 林務関係森林整備工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>に、その写しを監督員に提出しなければならない。なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。</p> <p>2～3 略</p>	<p>提出しなければならない。なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。</p> <p>2～3 略</p>	
<p><b>第125条 施工管理</b></p> <p>1～7 略</p> <p>8 請負者は、監督員及び請負者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「愛知県情報共有運用ガイドライン」に基づくこととする。</p> <p>9 請負者は、工事施工途中で工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。</p>	<p><b>第125条 施工管理</b></p> <p>1～7 略</p> <p>8 新設</p> <p>9 新設</p>	
<p><b>第126条 履行報告</b></p> <p>請負者は、契約書第12条の規定に基づき、前月までの履行状況（進捗率）を、工事現場の状況写真を添えて毎月5日までに監督員に報告しなければならない。</p> <p>なお、報告は、工事着手の月から工事完了月の前月までとする。</p>	<p><b>第126条 履行報告</b></p> <p>請負者は、契約書第12条の規定に基づき、前月までの履行状況を、毎月5日までに<b>実施工程表により</b>監督員に報告しなければならない。</p> <p>なお、報告は、工事着手の月から工事完了月の前月までとする。</p>	
<p><b>第128条 工事中の安全確保</b></p> <p>1 請負者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、「森林土木工事安全施工技術指針」（林野庁森林整備部長通達、平成15年3月27日）、「建設機械施工安全技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「潜水作業安全施工指針」（日本潜水協会）及び「作業船団安全運航指針」（日本海上起重技術協会）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い労働災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p> <p>2～13 略</p> <p>14 請負者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、<b>書面および写真等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。</b></p> <p>15～27 略</p> <p>28 請負者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材置き場、資材運搬経路等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現場調査（場所、種類、高さ等）及び管理者の確認を行い、<b>支障物件がある場合は、その調査結果について監督員へ報告、支障物件がない場合は、その旨を連絡しなければならない。</b></p> <p>29 略</p>	<p><b>第128条 工事中の安全確保</b></p> <p>1 請負者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月）、「森林土木工事安全施工技術指針」（林野庁森林整備部長通達、平成15年3月27日）、「建設機械施工安全技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「潜水作業安全施工指針」（日本潜水協会）及び「作業船団安全運航指針」（日本海上起重技術協会）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い労働災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p> <p>2～13 略</p> <p>14 請負者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、<b>工事記録に記載するとともに、</b>写真等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。</p> <p>15～27 略</p> <p>28 請負者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材置き場、資材運搬経路等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現場調査（場所、種類、高さ等）及び管理者の確認を行い、その調査結果について、<b>支障物件の有無に係わらず監督員へ報告</b>しなければならない。</p> <p>29 略</p>	
<p><b>第134条 交通安全管理</b></p> <p>1～3 略</p> <p>4 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（内閣府・国土交通省令第2号、令和3年6月改正）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」（国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日）及び「道路工事保安設備設置基準」（愛知県建設部、平成30年3月）に基づき安全対策を講じなければならない。</p>	<p><b>第134条 交通安全管理</b></p> <p>1～3 略</p> <p>4 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（内閣府・国土交通省令第1号、令和2年3月改正）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」（国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日）及び「道路工事保安設備設置基準」（愛知県建設部、平成30年3月）に基づき安全対策を講じなければならない。</p>	

# 林務関係森林整備工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
5～15 略	5～15 略	
<p><b>第139条 工事測量</b></p> <p>1 請負者は、工事着手後速やかに測量を実施し、工事中多角点の設置及び用地境界等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員に測量結果を速やかに<b>報告</b>し指示を受けなければならない。<b>また該当する事実がない場合は、その結果を監督員に連絡するものとする。</b></p> <p>2～4 略</p>	<p><b>第139条 工事測量</b></p> <p>1 請負者は、工事着手後速やかに測量を実施し、工事中多角点の設置及び用地境界等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員に測量結果を速やかに<b>提出</b>し指示を受けなければならない。<del>また請負者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。</del></p> <p>2～4 略</p>	
<p><b>第140条 提出書類</b></p> <p>1 略</p> <p>(1) 略</p> <p><b>(2) 削る</b></p> <p>(2) ～ (9) 略</p> <p>2 請負者は、愛知県電子納品運用ガイドラインに基づき、電子納品の対象となる成果品については、電子媒体で提出しなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p><b>第140条 提出書類</b></p> <p>1 略</p> <p>(1) 略</p> <p><b>(2) 工事記録</b></p> <p>(3) ～ (10) 略</p> <p>2 請負者は、愛知県電子納品運用ガイドライン<del>(案)</del>に基づき、電子納品の対象となる成果品については、電子媒体で提出しなければならない。</p> <p>3 略</p>	
<p><b>第145条 現場代理人及び主任技術者</b></p> <p>1～2 略</p> <p>3 請負金額が<b>4,000</b>万円以上の場合、主任技術者は、工事現場ごとに専任でなければならない。</p> <p>なお、請負者は、主任技術者について、建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、他の工事の主任技術者と兼務させる場合、新たに契約した工事については、現場代理人等通知書に主任技術者の兼務届及び工程表を所定の様式（参考資料）により作成のうえ添付し、工事請負契約締結後5日以内に、また、既発注工事については、主任技術者の兼務届に工程表を所定の様式（参考資料）により作成のうえ添付し、原則として兼務期間の始期日より前に監督員を通じて発注者に提出すること。</p> <p>4～6 略</p>	<p><b>第145条 現場代理人及び主任技術者</b></p> <p>1～2 略</p> <p>3 請負金額が<b>3,500</b>万円以上の場合、主任技術者は、工事現場ごとに専任でなければならない。</p> <p>なお、請負者は、主任技術者について、建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、他の工事の主任技術者と兼務させる場合、新たに契約した工事については、現場代理人等通知書に主任技術者の兼務届及び工程表を所定の様式（参考資料）により作成のうえ添付し、工事請負契約締結後5日以内に、また、既発注工事については、主任技術者の兼務届に工程表を所定の様式（参考資料）により作成のうえ添付し、原則として兼務期間の始期日より前に監督員を通じて発注者に提出すること。</p> <p>4～6 略</p>	